

(2) 諸外国における資源管理施策について

主要各国の漁業の構造

国名	漁獲対象魚種の多様度	漁業者(人)	漁船数(隻)	25トン以下の漁船比率
アイスランド	低	6,300	826	0.63
ノルウェー	低	22,916	8,664	0.89
デンマーク	低	4,792	4,285	0.86
イギリス	—	19,044	9,562	0.82
フランス	—	26,113	6,586	0.78
スペイン	高	75,434	15,243	0.76
アメリカ	中	約290,000	27,200	0.53
ニュージーランド	中	2,227	1,375	0.74
韓国	高	180,649	50,398	0.90
日本	高	278,200	219,466	0.98

資料：(独)水産総合研究センター牧野光琢「日本漁業の制度分析 漁業管理と生態系保全」(2013)等に基づき水産庁で作成

主要各国の資源管理の施策①

注:TAC、IQ、ITQの該当の有無については、一部でも事例が認められる場合には該当有に含めた。

国名	資源管理の手法					各国のTAC導入状況		ITQ制度導入の状況
	インプット コントロール	テクニカル コントロール	アウトプット コントロール (注)			TAC対象魚種	左記を選定している背景	
			TAC	IQ	ITQ			
アイスランド	●	●	●		●	27種(マダラ、タラ類、カラスガレイ、カレイ類、ニシン、大西洋サバ、エビ類等)	欧州の漁業対象種の殆どはEUと非EU加盟国で共有された国際管理魚種となっており、全体のTACを決めた後、交渉でEUと非EU加盟国に分配し、EUは更にEU加盟国に配分している。 管理は8つの地域に分かれており、2006年のマグナソン・スティーブンス法改正時に全ての連邦管理魚種について漁獲量の上限を設けることとしている。	・総漁獲量の98%以上を管理 ・2004年より小型漁船にもITQを導入。
ノルウェー	●	●	●	●		16種(マダラ、その他タラ類、大西洋サバ、アジ、カラスガレイ、シシャモ、ニシン等)		—
イギリス	●	●	●	●	●	欧州連合(EU) 38種(マダラ、その他タラ類、大西洋サバ、ニシン、アジ類、カレイ類、クロマグロ等)		・船別割当が2002年からITQ化。
フランス	●	●	●	●				—
スペイン	●	●	●	●				—
アメリカ	●	●	●	●	●	約500系群	・7漁業種類。(連邦管理漁業の総漁獲量の約2%。総漁獲金額の約10%。) ・小規模漁業者がITQを購入する際の財政支援、ITQ保有量や譲渡の制限、地域割当など補完施策を実施	
ニュージーランド	●	●	●	●	●	628系群(ホキ、イカ、アジ、バラクーダ、タラ類、オレンジラフィー等)	ITQ実施のために地先魚種も含めて区域を細かく分けてTACを設定。科学的知見があるのは100程度	・総漁獲量の7割を管理。 ・ITQ導入に際しては関係漁業者の85%以上の同意が必要。

主要各国の資源管理の施策②

注:TAC、IQ、ITQの該当の有無については、一部でも事例が認められる場合には該当有に含めた。

国名	資源管理の手法					各国のTAC導入状況		ITQ制度導入の状況
	インプット コントロール	テクニカル コントロール	アウトプット コントロール (注)			TAC対象魚種	左記を選定している背景	
			TAC	IQ	ITQ			
日本	●	●	●	●		7魚種19系群	①採捕量及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種、②資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理が必要な魚種、③我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種、のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見があるものの中から選定	—
韓国	●	●	●	●		8魚種(マサバ、アジ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、タイラギ、ガザミ、スルメイカ、ハタハタ)	全ての国内漁業を対象としていない(マサバ・マアジは大型まき網のみ、ハタハタは沖合2漁業種のみ)	—

資料:各種資料を元に水産庁が作成

ノルウェーにおける資源管理政策

◎ 資源管理政策の枠組み

(1) 漁業許可、制限

○インプットコントロール

漁業免許制度、漁業許可制度、漁船登録制度、漁業者登録制度

○テクニカルコントロール

操業水域等の規制、網目サイズ等漁具規制、VMS(漁船位置情報システム) 等

(2) TAC管理(アウトプットコントロール)

①国内漁業生産額の80~90%を占める魚種が、EU、ロシア等との共有資源であり国際的管理の対象

②国際海洋探査委員会(ICES)による科学的助言に基づき、欧州全体のTACを設定(16魚種)

③国際交渉でノルウェーへのTAC配分は決定

④上記TACを漁業種類別に配分

2010年のサバの例

漁業種類	大型まき網	沿岸漁業	小型まき網	トロール
配分割合	71.3%	19.1%	6.4%	3.2%

(3) 個別漁船漁獲枠制度(IVQ)

①漁業種類別に配分されたTACを漁船別に配分

②同種の2隻の漁船を所有する船主が1隻削減の場合
→1隻で両方の割当量を一定期間漁獲可能

③船主2人が1隻で2隻分の割当量
→一定年限消化可能(限定的に導入)

(4) 漁獲物の販売制度

①法により全ての漁獲物の一次販売を販売組合を通じて行うことを義務づけ

②最低買付価格を漁業者と流通業者が毎年交渉の上で決定

③漁獲物の90%以上(金額ベース)が輸出向け

(参考)

(1) 水産業の地位

・漁業従事者の就業人口割合:0.6%

・水産物はノルウェー第2位の輸出品目(全体シェア:5.8%)

・特に北部にとって重要産業

・世界第2位の輸出国(金額ベース)

(2) 漁業生産

海面漁獲量(2011年):229万トン

主要魚種:タラ、ニシン、サバ、セイソ(シロイトダラ)等

北海からバレンツ海まで幅広い漁場

約20%を領海内(12海里以内)、約80%を領海外で漁獲

(3) 漁業構造の変化

・漁業者数の減少

12万人(1940年) → 13,336人(2007年)

うち、専業は10,657人

・漁船数の減少

約36,000隻(1970年) → 約7,300隻(2006年)

80%減

ITQに対する国際的な評価

- ITQについては、漁業の経済効果の向上、小規模漁業者や加工流通業者等、地域社会全体への影響、資源管理としての実効性等の観点から、国際的に賛成論と反対論が拮抗して存在。
- 米国、EUのほか、アイスランドやノルウェーでも賛成・反対を巡り論争が生じているとの研究報告もある。
- なお、国連ミレニアム生態系評価(2005)統合報告書においても、「ITQは、特に冷水域の単一漁業など、いくつかの漁業で適切かもしれない」と限定的な評価。

主な肯定的意見	主な否定的意見
<ul style="list-style-type: none"> ・操業期間の長期化 (ゴードン・ムンロ:カナダ、ブリティッシュコロンビア大学) ・経済的なメリット(単価向上・コスト低下)、自助努力による資源管理 (ラグナー・アルナソン:アイスランド大学) ・経済と環境。ITQ導入により小規模漁業コミュニティーは、全て崩壊したが、NZ国民はやむをえない犠牲とみる。(スタン・クロサース:前NZ漁業省) ・大型船への統合により、漁船数は減り、漁獲量は倍増。(ニルス・ベスターガート:南デンマーク大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量調整のため、小型魚放棄、魚種付け替えが発生。 (イアルティ・イ・ヤクプストフ:フェロー諸島海洋研究所) ・資源評価結果によるTACの推定値は毎年変わるが、割当が権利化してTACの変更が困難となっている。このため、資源管理として機能しておらず、資源の回復に結びついていない。(NZ政府職員) ・クオータの独占により、小規模漁業が消滅(アンソニー・コックスOECD事務局) ・クオータの大型船主への集中により、小型漁船のコミュニティーは困窮。(オーラ・フラーテン:ノルウェー水産科学大学) ・文化権や人権を守るため小規模漁業にはITQ導入は阻止の必要。FAOは権利準拠型管理の道筋を議論。(ロルフ・ウィルマン:FAO漁業局)
<p style="text-align: center;">・ ITQは、特に冷水域の単一漁業など、いくつかの漁業で適切かもしれない。 (国連ミレニアム生態系評価(2005))</p>	

※『効率的な漁業管理に関する研究会』(2009年8月アイスランド・レイキャビック)における各国研究者からの報告及び水産総合研究センター牧野博士による政府職員等に対する聞き取り調査(2008年)等を抜粋